

平成30年度第3回御船町議会定例会（6月会議） 議事日程（第3号）

平成30年6月19日

午前10時00分開会

1 議事日程

- 第 1 報告第 1 号 専決処分の報告について
- 第 2 報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書について
- 第 3 報告第 3 号 事故繰越し繰越計算書について
- 第 4 議案第 4 号 損害賠償の額を定めることについて
- 第 5 議案第 5 号 損害賠償の額を定めることについて
- 第 6 議案第 6 号 工事請負契約の締結について
- 第 7 議案第 7 号 工事請負契約の締結について
- 第 8 議案第 8 号 工事請負契約の締結について
- 第 9 議案第 9 号 工事請負契約の締結について
- 第10 議案第10号 工事請負契約の締結について
- 第11 議案第11号 工事請負契約の締結について
- 第12 議案第12号 工事請負契約の締結について
- 第13 議案第13号 工事請負契約の締結について
- 第14 議案第14号 工事請負契約の締結について
- 第15 議案第15号 工事請負契約の締結について
- 第16 議案第16号 工事請負契約の締結について
- 第17 議案第17号 工事請負変更契約の締結について
- 第18 議案第18号 工事請負変更契約の締結について
- 第19 議案第19号 御船町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議案第20号 吉無田高原緑の村設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 議案第21号 平成30年度御船町一般会計補正予算（第1号）について

2 出席議員は次のとおりである（14人）

1 番 清水 蕙 君 2 番 森田 優二 君

3 番 岩永 宏介 君	4 番 中城 峯視 君
5 番 福永 啓 君	6 番 田上 忍 君
7 番 藤川 博和 君	8 番 池田 浩二 君
9 番 塚本 勝紀 君	10 番 田中 隆敏 君
11 番 沖 徹信 君	12 番 井本 昭光 君
13 番 岩田 重成 君	14 番 田端 幸治 君

3 欠席議員

なし

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 福本 悟 君

5 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町 長	藤木 正幸 君	副 町 長	本田 安洋 君
教 育 長	本田 恵典 君	総 務 課 長	吉本 敏治 君
企画財政課長	坂本 幸喜 君	税 務 課 長	上村 欣也 君
町民保険課長	宮崎 尚文 君	こども未来課長	田中 智徳 君
福祉課長	西橋 静香 君	健康づくり支援課長	本田 太志 君
農業振興課長	藤野 浩之 君	商工観光課長	作田 豊明 君
建設課長	野口 壮一 君	学校教育課長	坂本 朋子 君
社会教育課長	宮川 一幸 君	環境保全課長	緒方 良成 君
会計管理者	福田 敏江 君	監 査 委 員	山下 誠雄 君

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開 会

○議長（田端幸治君） おはようございます。

本日の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 1 報告第 1 号 専決処分の報告について

○議長（田端幸治君） 日程第 1、報告第 1 号、「専決処分の報告について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○5 番（福永 啓君） まず、税条例改革について質問いたします。全員協議会でも若干説明がございましたが、今回の改正で、どのような家庭にどのような影響があるのか、できるだけわかりやすく説明をお願いしたいと思います。

○税務課長（上村欣也君） お答えします。

平成30年度所得税法等の一部改正に伴う町税条例の改正ということで、まず住民税に関することとしまして、まず、給与所得控除等から基礎控除等が、今まで33万円だったのが43万円になりますということです。

続きまして、給与所得控除の改正、これは、給与所得控除が上限となる国の収入を1,000万円から850万円に引き下げる。

公的年金控除の改正、公的年金制度の収入が1,000万円を超えた場合に控除額に上限を設定し、控除額の上限額を197万5,000円とする。

続きまして、基礎控除の改正。前年度の金額が2,400万円以下の場合の納税者は43万円でした。2,450万円以下の納税者は29万円、2,500万円以下の納税義務者が15万円、2,500万円を超えた場合の納税者はゼロ円。

続きまして、養育生計配偶者及び扶養親族の合計所得の要件に関する改正です。これは、現行の38万円から、48万円に設定されています。

個人住民税の非課税となる合計所得の金額条件の改正ということで、現行の125万円から135万円に改正されます。

続きまして、配偶者特別控除、これに対しましては、現行38万円から123万円以下となりますけれども、今回48万円から133万円ということで、算定の基礎となる合計所得金額の基準に、それぞれ10万円を引き上げになっております。

今まで申しました改正に対しましては、平成33年1月1日施行となっております。

続きまして、固定資産税です。評価替えに伴う負担調整土地の3年間の延長です。これは、土地価格の高騰による急激な税負担を緩和するため、土地の負担調整措置を次の評価替えまでの間の3年間を延長する。これは、平成30年4月1日施行です。

続きまして、同じく評価額ですけれども、課税標準の特例措置の適用2年延長の改正、

これは4つございます。新築住宅の減額、3年間2分の1減額。続きまして、認定長期優良住宅の減額、5年間に2分の1減額、階級改修住宅の減額、2年間に2分の1減額です。省エネ改修住宅の減額、これは1年間に半分を減額。これはすべて、平成32年3月31日まで延長ということになっています。

それから、市町村たばこ税です。紙巻きたばこと紙筒たばこがございます。やはり紙たばこに関しましては、3年間で1本当たり3円以内の増額になっています。今年の10月をめぐりに約50円の増、金額が上がっているとなっています。それから、今度は紙筒たばこがございます、これは5年間で紙巻きたばこの7割から9割までを増額するという事になっております。ちなみに、今たばこを購入された場合に、紙巻きたばこの場合には460円のたばこを購入された場合に、税額としまして244円が税金に図られます。そのうち町に入ってくる金額は105円となります。これが、加熱式たばこになりますと、メーカーが3つありまして、高いところで192円の税額、一番低いのは35円という税額になっております。

これに伴いまして、3年後の税収見込みといたしまして、平成29年度の実績で2,134万本の実績がございます。1億本で993万7,019円が平成29年度の実績です。これが3年後税としまして、約2,700万円ぐらいの税収の見込みがございます。

以上が、今回の地方税法の一部改正となる税改正の内容でございます。

○5番（福永 啓君） 詳しく説明していただきありがとうございました。

ちょっと要約しますと、今のお話では、最低が上がるんですね。結局今までは、控除があったんですね、33万円だったのが43万円に上がる。それから住民税非課税世帯などは、ギリギリで課税になったところがあるあるとするじゃないですか。そうすると、ここで10万円上がったら、それが住民税非課税になったりとか、そういう可能性があるということで、税制による等でよろしいですね。

○税務課長（上村欣也君） はい。

○5番（福永 啓君） それと、あと逆に上のほうは、800万円、900万円の報告は、逆に年収が1,000万円があるなら、若干税金が高くなるという、大体そういう改定ということでよろしいですね。はい。

それでちょっと気になったんですが、3年間の固定資産税の据置措置というのは、これはあくまでも固定資産税が上がるようなところを3年間据え置きということで、この間問題になっておりました、家があったところ。今回の地震で全部ばらしました。更地に

なりました。税金は上がります。1月からです。それは3年間据え置かれるということではないということで、よろしいですか。

○税務課長（上村欣也君） はい。そのとおりです。

○5番（福永 啓君） はい、了解いたしました。

それと、私は気になるんですが、皆さんも聞かれたことがあるかなと思うんですが、御船町民の方から、「御船町は税金の高かもんな、ほかに比べて」という話を時々私はお聞きするんです。こういうことって実際にあり得るのでしょうか。

○税務課長（上村欣也君） 今のことに對して答えます。

まず、税金というのは4税ありまして、町県民税、固定資産税、軽自動車税、また国民健康保険税ということでありますけれども、その税金が高いというのは、全体に対して高いということですか。

○5番（福永 啓君） はい。町民の方がイメージでおっしゃっていると思うので、所得税とか町民税とかですね、そういうものがほかの熊本市に比べて、そうした中では不公平とか、そういうことだと思うんですよ。やはり税率とか何とか、そういうのは御船町が同じ条件なんだから、だから家庭によっては違いますけれども、子どもが何人おるとかという。全く同じ条件だったら、御船町が高いなんていうことがあり得るんですか。

○税務課長（上村欣也君） それに関しましては、町県民税、固定資産税の税率は地方税法にのっとり全国一律となっていますので、御船町が高いということはございません。ただ、国民健康保険税に関しましては、市町村の中で税額が変わりますので、多少違いがあるかと思います。

○5番（福永 啓君） はい、わかりました。

○議長（田端幸治君） ほかに、質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

以上で、本件の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（田端幸治君） 日程第2、報告第2号、「繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（福永 啓君） 繰越明許費の中の住宅費、町営住宅解体費用、それが今年にて繰越されています。現在は、町営住宅の解体や修復事業と、跡地利用についてどのように考えるか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（田端幸治君） 誰に回答を。

○5番（福永 啓君） 誰でも。今のを答えられる課長です。

○建設課長（野口壮一君） 今回は、繰越予算のほうを計上しておりますが、繰越予算に係る部分の住宅の解体45戸分を掲載をしているわけなんですけど、現在5月30日に入札を行いました。現に31戸解体の発注をしております。あと、残部について、住民の方に、住み替えを説明したり、あと、中原団地分をのせていますが、今中原団地部分はまだ、修復工事がある程度ついたところで、発注をしようということ考えております。

○5番（福永 啓君） 跡地は。

○建設課長（野口壮一君） 解体した後のそういった後押しをして、一部木倉の町営住宅だけについては、災害公営住宅の建設用地として計画をしております。あとの用地については、解体が済んだところから、売払い等の手続きをとっていきたいという考えでおります。

○5番（福永 啓君） 災害公営住宅は木倉と旭町だったですか。

○建設課長（野口壮一君） はい。

○5番（福永 啓君） そうですね。旭町だったですね。それ以外は基本的には売払いを考えているということよろしいですね。場所も、住宅地としては非常にいいところなんですけど。御船町は、昨日も一般質問でも言いましたとおり、住宅地に関する空き地がありません。これは非常に御船町にとって、売払いのお金が入る。しかも固定資産税が新たに入るということですから。そういうことで、ぜひそういうふうに、町が持つのではなくて、売払いをしていただけたらという確認を皆さんにさせていただきたいと思います。

あと、消防費、今度防災行政無線で運用に関する補助費が今年繰り越されておりますが、今年の年度末までに運用化しということだったんですが、それは確実にできますか。

○総務課長（吉本敏治君） 防災行政無線についてお答えいたします。

今年度内に完成するというのがその手段だと思いますけれども、今、受注している業者から、計画工程表、併せて今進捗部分についての実施工程表、これを提供いただいておりますけれども、また定期的に工程会議も開催しております。その状況を現時点で申します

と、大体進捗率として42%ほど進捗をしております。来年の2月いっぱいには完成をさせる予定です。

それから、3月以降、供用開始に向けて、試験的な運用は来年の1月ぐらいから行っていきたいということを考えております。4月からは、完全に事業開始という工程の中で今進めている状況であります。

それから、この防災行政無線の整備と直接関係はございませんけれども、一昨日大阪北部を中心として震度6弱の地震が発生しております。この大阪の被災をした市町村の中に、枚方市があるわけですが、枚方市から御船町には中長期派遣職員の派遣を行ってもらっていました。その関係もありまして、まずはその被災の状況を確認すると、情報を確認するということを考えまして、この議会の終了後に人選を行って、2名ほど、いわゆる情報確認のための派遣を行いたいというふうにも考えているところです。それについては、付け加えさせていただきたいと思います。

○5番（福永 啓君） わかりました。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（岩永宏介君） そうしましたら、10款の災害復旧費のところなんですが、金額的にも、翌年の繰越額あたりで、一番高額なところですよ。全体が59億円の繰り越しになっておりますが、その中でも、12億9,500万円ぐらいの部分です。10款の上から2番目です。その具体的な、積み残しといいますか、そういう工事費を翌年度に持ち越したということなんですが、具体的な工事が、どういうものがあるのかと。ちょっと確認をしたいのですが。

○建設課長（野口壮一君） 12億9,597万4,000円の内訳として、熊本地震災害に係る工事請負費、これが26件分です。それから、平成29年度豪雨災害の工事請負費、これは6件、平成28年度単独災害工事請負費、これが110件です。合わせて216件で、今現に40件が完成をしております。あとの分については、今年度完成を目指して今工事を進めているところであります。

○3番（岩永宏介君） もう少し、例えば26件とか件数はよくわかったのですが、具体的にその工事箇所、金額的に高い工事もいいですけども、わかりますか。

○建設課長（野口壮一君） 大きな工事の明細について、すみませんけど準備しておりませんので、後で御報告を申し上げさせてもらいたいと思います。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○6番（田上 忍君） 先ほど町営住宅の解体の件が出ましたが、この中に、中原住宅の解体の件もこの金額に入っているのですか。

○建設課長（野口壮一君） 今回の繰越額の中に、中原団地10戸分を繰越額の中に予定をしています。

○6番（田上 忍君） はい、わかりました。今中原団地は、当初解体予定のうち何棟解体されていますか。

○建設課長（野口壮一君） 応急危険度判定、それから家屋調査等により、27戸が町営住宅、中原団地が使えないということで解体を計画しているわけなんですけど、そのうちの、この解体工事で、解体をやったことはないけど、今中原団地入り口の左側に地がけ事業の工事をやっております。この工事が、中原団地の敷地内からの工事を、安全性を重視してやったほうが、下の家屋への被害が免れるということで、下の請負の工事の中で、その負担面については、先行して、解体して、その地がけ工事のほうをするために、先行して解体をしております。

○6番（田上 忍君） 基本的なことを聞きますけど。まず、この町営住宅というのは、持ち物としてはどこのものとなりますか。

○建設課長（野口壮一君） 持ち物としては、町のものになります。

○6番（田上 忍君） 今、解体された2棟ですけど、この2棟の解体の、解体していいっていう許可というのは、誰が出したんですか。

○建設課長（野口壮一君） 今言いました地がけ事業の中で、これは国県補助金を絡む事業になりまして、この高額事業の中で、解体を先行してやるということですので、県の、いわゆる補助金の、底辺協議を県とやりまして、県もそういう原因であれば、解体をした分も費用が認められるという協議のもとに解体を実施した住宅であります。

○6番（田上 忍君） では、そのがけ地の工事の中に、工事を行っても、解体工事は入ったと。

○建設課長（野口壮一君） 当初の設計の中には、この解体は入ってなかったから、県に底辺協議を行って、承諾をいただいたという経緯であります。

○6番（田上 忍君） すると、この町営住宅2棟については、県が解体していいと、県が許可したと。

○建設課長（野口壮一君） 県はあくまでも、この補償金の中での対象となるかという判断を



いただいたということになります。

○6番（田上 忍君） いや、だから、誰が許可したんですか。

○建設課長（野口壮一君） これは、いわゆる変更対象として見られるということから判定したわけですので、許可したというのはあくまでも発注者になります。最終的には、今のところは建設課で判断して、解体の指示をしたという形になります。

○6番（田上 忍君） これはいつ解体したんですか。

○建設課長（野口壮一君） 具体的には、4月に入って、解体をされました。

○6番（田上 忍君） たしか連休前に1棟は解体されて、もう1棟は半分ぐらい解体されていたと思います。これについて、私はそのときに副町長と町長に聞きましたけど、2人は知らないと言われたんです。こういうことで解体してよかったんですか。

○建設課長（野口壮一君） この地域（がけ地）事業の中で、変更設計書の中に盛り込むということになります。その辺で町長までこの変更設計書の決裁がとれてないというのはあったのか、その辺町長と副町長も御存じなかったというところであります。

○6番（田上 忍君） では、その決裁がとれてないのに、どうして解体ができるのですか。私はそこがちょっと不思議なんです。だって、副町長も知らない、町長も知らない。そして、町の所有者である町営住宅が解体されてしまっている。こんなのでいいと思いますか。町長、どうですか。

○町長（藤木正幸君） 解体に関しましては、解体が行われるということで、私たちは承知しておりますし、そのところですべて進んでいます。今回の2棟の解体は、工事現場の問題で、工事現場の方々の中から、安全性を確保する上で、どうしても2棟解体が必要だということで、県と打ち合わせして、あとは解体に入っているということになりますので、もともとは、今言われているあそこを解体するというのは、ちゃんと私たちは判断をしています。その中において、工事の安全性を含めて、変更の中で解体されていますので、何の問題もないと私は考えております。

○6番（田上 忍君） 今、何の問題もないと、これはおかしいんじゃないんですか。だって、町の持ち物を解体するわけでしょ。それも、副町長も町長も知らない。この情報の伝達というか、そういうことでいいんですか。今までもいろいろありましたよ。吉無田高原で事故を起こされても、町長まで連絡受けとらなくて。今回も町営住宅を解体するのに町長も連絡聞いとらんと。そうなれば、電話で一報を入れればいい話です。これもできないのか。

ならばおかしいんじゃないかと思いますけど。

副町長は、どやん思いますか。

○副町長（本田安洋君） これは、皆さん方にも御報告をしてあったと思いますけれども、町営住宅の、この27戸は必ず今年は解体するという予算も組んであったし、その中で、そういうがけ地のほうで予算組み替えができるということであれば、変えていいんじゃないかと。ただ、電話でもいいから前もって言ってもらった方がいいと、それは私も思います。しかし、それはちょっと落ち度だったと思いますけれども、それは問題ないと私は思っています。

○6番（田上 忍君） そのことは、知っています。でも、今回はその予算ではなくて、別の予算から2棟解体されたということですから。それはそれで、町としては助かったということになる、最終的にはなと思います。

私は、もしこうやって解体やったときに、事故か何か起こったときに、いったいどうするのかと。しかし、そういう心配は。だから情報伝達、やっぱりそうやって上までちゃんと連絡すると。これはやるべきだと思います。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

以上で、本件の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 報告第3号 事故繰越し繰越計算書について

○議長（田端幸治君） 日程第3、報告第3号、「事故繰越し繰越計算書について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（福永 啓君） 事故繰越しが5件ございますね。この事故繰越しというのは、これを行ったことにより、今回県や国との関係、これに何か悪影響等はあるんでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 議案書の35ページになると思います。今回5件事故繰越しということで、金額として22億円計上しております。この事故繰越しに当たっては、先に国・県との事前協議を行い、繰り越しの承認は得ていますので、特に影響は出ないものと考えます。

○5番（福永 啓君） 事故繰越しです、これは特殊事故、名前のとおり特殊事情を繰り越したんですが、ただ当たり前ですが、事故繰越しをした年は、また繰り越して再繰越しというのはまたとはできないというのが原則になっていると思います。

しかし、どこかの他町村の様子を聞いてみますと、事故繰越しをした当時は、果たして、繰り越しをした年度内で終わるのだろうか、というのは、そこも不安な状況があるような気がするんです。御船町ではいかがでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 今回、事故繰越しであります。公共土木の震災の復旧費 2 億1,044 万8,716円ですけど、これは補助対象が12本あります。そのうちの 9 本が完了をしております。それから、下のほう、宅地耐震化事業です。これについては、滑動崩落防止事業で 4 団地、インター団地、フジワ住宅、玉虫住宅、それから御船台団地の 4 団地の滑動崩落防止事業です。これが順調に工事が進めてありますので、これは年度内に完了ができます。それと、地域（がけ地）事業が17件ありますけど、そのうちの 1 物件がもう既に完了をしています。あとの部分についても年度内に完了が見込まれております。

○5番（福永 啓君） 御船町においては、事故繰越しと事後繰越しと、そのような事実は今のところ想定していないということで、ひと安心なんですが。

今回、この事故繰越しと計算書を見てもわかるとおり、また前の繰越予算、それを見てもわかるとおり、本年の当初予算から120億円の額です。そして、それを事故繰越しと合わせると、約200億円、今年度200億円執行しなければいけないということになったんです。それは、いかがですか、執行はできるのでしょうか。また、昨年度の執行率は大体どれぐらいだったのでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

まず、これは大きく、平成30年度予算と29年度決算と、予算という形になると思いますけれども。まず、平成29年度です。29年度の最終予算、現年度分、これは200億円、平成28年度から29年度へと繰り越しも含めて約270億円となります。その執行額は約170億円、平成29年度は170億円、全体の63%となっております。残りの80億円、明許繰越が大体59億円、事故繰越しが22億円、合わせますと約80億円が平成30年度へ繰り越すという形になっております。

また、平成30年度におきましては、先ほど議員が言われた200億円です。これは当初予算が120億円、それに繰り越しと合わせますと大体200億円という予算の執行になると思い

ますが、そのうち、事故繰越しの事業完了をまず最優先、事故繰越ししていますので、これを平成30年度は、まず最優先として取り組むと。あと残り被災地の再建とか復旧事業に支障がないように、全力でこの予算を執行していくことにしていきたいと考えております。

○5番（福永 啓君） ただ、前年どおりだったら63%しか執行できないんです。今年のは200億円ですから、これがすべて執行できるかというのは、本当に難しいことだと思うんですよ。たびたび議会でも指摘しているんですが、今回のような、非常に激甚災害の場合は、単年度査定とかとして、繰り越しもそうですよ。このように、制度上期間内に工事完了しなければいけないとかいうこと事態、私はそもそも無理があると私は非常に感じております。

以上、国にもきちっと御理解いただけるように、陳情等を原則的に行っていかなければならないと思っている。町長も、精力的に国等に陳情を行っていただいているんですが、議会としても、また行っていかなければいけないと思っております。

それで、議会の陳情を参考したいと思いますので、町長に陳情等の出張日時、出張体験、その全体像を議会に提出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） まず、町長の県外状況も含めた県外への出張の状況、これについては、総務課で把握をしております。特に、平成28年度熊本地震以降については、さまざまな要望活動等も行われていますので、それについては記録をしております。記録をしている内容について申しますと、日程と行き先、それからその案件、業務の案件です。そういったものについては取りまとめておりますので、これは議会事務局等を通じて提供することについては、何ら支障のないものと考えております。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（岩永宏介君） 10款の災害復旧費の2番目のところです。上から2つ目。ここがかなり金額的に多くなっていますので、ここのは、先ほどと関連いたしますが、件数並びに具体的な工事箇所です。どういうところがこういう事故繰越しになっているかということで、説明をお願いしたいと思います。

○建設課長（野口壮一君） 確認ですけど、事故繰越しの分、どの団地の分でしょうか。

○3番（岩永宏介君） 10款、災害復旧費の上から2つ目。35ページです。

○議長（田端幸治君） 10款の災害復旧費のところですか。

○3番（岩永宏介君） はい、そうです。

○議長（田端幸治君） 4億4,300万円と2億1,000万円の関連でしょう。

○3番（岩永宏介君） その、10款、災害復旧費の3つ上げてあるでしょう。その真ん中のところの、翌年度繰越額2億1,044万8,716円、この内容です。

○建設課長（野口壮一君） 繰越額2億1,044万8,716円の、そのところですか。

○3番（岩永宏介君） はい。

○建設課長（野口壮一君） これは、土木で発注しているものなのですが、対象工事件数が12件になります。大きなものとして、古閑迫線本線です。これが7,780万円ほどです。あとは下鶴橋です。下鶴橋の災害復旧で9,935万円、それから陣のほうの山出川の工事が2本あります。これで6,600万円、主な大きな工事としては以上です。

○議長（田端幸治君） いいですか。

はい、ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

以上で、本件の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第4号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（田端幸治君） 日程第4、議案第4号、「損害賠償の額を定めることについて」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○11番（沖 徹信君） 損害賠償金額の270万3,460円、これは全体の額でしょうか、2割の分がこれなんでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） これは、損害額のうちの、2割の金額になります。合計の損害の金額は1,351万7,298円となっております。

○11番（沖 徹信君） 約1,000万円の、どういう事故だったんですか。詳しくお願いします。

○総務課長（吉本敏治君） 事故の概要につきましては、36ページに記載しているとおりなんですけれども、通行中に路面の関係で車がバウンドをして、後ろに同席していた女性が、いったんはね上がって、着地をして、その際に圧迫骨折を、負っているということで、合わせて65日間程度の入院をしておられます。そういったことと併せまして、事故によって、いろんな算定が行われております。後遺障害等についても双方の話し合い等をもとに、診

断書等をもとに、それが認められているということでありまして、合計してその1,351万7,000円、過失割合として2割ということで、今回議案として提出させていただいたものがあります。全体の金額ということになります。

○11番（沖 徹信君） 今までの示談等のときに払うのは、ほとんど個人でしたよね。これは保険会社に払うとでしよう。ということの違いはどういうところですか。

○総務課長（吉本敏治君） まず、この事故の運転者が、車の運転手が任意保険に入っておられた。その任意保険会社の査定のもとに、この被害金額が認定された。そしてその保険会社から被害者に対して支払われたものが、合計の1,350万円。ただし、町が負担すべきもの、これは双方の弁護士等で話し合い協議の中で、この負担割合が決まったものでありますけれども、その分については、一括して、その任意保険会社が、要は被保険者に支払っているわけです。しかし、国家賠償法に基づいて町が負担すべきもの、これについては、支払った保険会社がそれを代理して取得することになります。その債権をです。

ですから、今回は既に保険会社が一括して支払っておりますので、町が負担すべき一部については、保険会社が請求するということで、請求権者が保険法に基づいて変わってくるということになります。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○4番（中城峯英君） 今の関連ですけれども、事故発生が平成28年11月で、随分時間が経過している、2年近く。示談交渉が長引いたのでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） 先ほども申しましたように入院もされております、かなりの65日という長期、それから通院、そういったものも含めて、その被害額の全体額が認定されるまでに時間を要したと。通院等も含めての期間がかなり長くなっておりますので、結果的に、被害額の認定をする期間が長くなったということとなります。

○4番（中城峯英君） わかりました。

町が加入する保険会社はどこだったですか。

○総務課長（吉本敏治君） これは、熊本県の町村会になります。町村会が、全国総合賠償補償保険を持っておりますので、その全国町村会の熊本県の町村会に加入しているということとであります。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○5番（福永 啓君） 議案4号、5号です。今議論になっているとおり、損害賠償額が非常

に大きい。このような損害賠償が繰り返し出ていると、このことによって、御船町の財政的影響は何かあるのでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） これは、これまでも申しておりましたけれども、まずは保険に加入しておりますので、掛金の中で、そして補償の内容に基づいて、町としては掛金を納めるだけです。補償の内容については、全部保険で賄われるということになりますので、実際、これに対する町の費用というのは、要は掛金だけということになります。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号、「損害賠償の額を定めることについて」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第5号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（田端幸治君） 日程第5、議案第5号、「損害賠償の額を定めることについて」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号、「損害賠償の額を定めることについて」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第6号 工事請負契約の締結について

○議長（田端幸治君） 日程第6、議案第6号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○11番（沖 徹信君） 今、災害ということで、非常に工事の入札等が多いですけれども、今完成している分で、工期内に終わったのは何件ありますか。

○建設課長（野口壮一君） 全体の災害工事の中で、公共については、ちょっと調べさせてもらいたいんですが、この工期が、延長をして、工期変更の手続きをとって、その工期期間内で完了をしているというものが多々あります。その工期の延長というのが、やはり受注者の、責めに帰すものの2割は公共事業とみなすというもので、提案約款の中にあります。例えば、電柱移転が長引いたりとか、水道の切り回しに時間を要したりとか、いろいろな第三者的なものが原因で、ものについては工期の延長で、変更願いが出たもので工期の延長手続きをとっているというものであります。

○11番（沖 徹信君） それでは、平成29年度入札した中で、工期に、何件入札して何件完了して、完了の中でも、工期内に完了したのが何件か、それからまだ継続中という、ここら辺の一覧表はありますか。

○建設課長（野口壮一君） 平成29年度分の事業の分については、手元には持ってきてないんですが、整備はされていると思います。

○11番（沖 徹信君） それは出してもらわないと、いい加減に気になると思います。

それから、A、B、Cという3つのランクがあるそうなんですけれども、そういう中で、どこの会社がどれだけ入札で取って、このように作成した被害、そこら辺のわかったといえますか。

住民の方は、ある入札で、どこが、A建設会社が取らしたと聞いたら、「ああ、すぐできるばい」と思いなはるわけですよ、農道、水路、そこら辺は。そしたら、「ああ、もう今年は田植えができん」と、そういう感じになるけども、仕事は取ったけれども、全然仕事



に取りかかる気配も見えないと。そういうことはどういうことなのでしょう。どういう指導をされていますか。

○建設課長（野口壮一君） 今、沖議員が御指摘のように、まだ現場にも着手してないところが多々見受けられるというのは、私も確認をしております。私は、この4月から建設課長になって、やはり各現場ごとに職員の監督員というのが入っております。監督員が工事現場の中間検査に出たりとか検査をしたりとか、そういうのを定期的にまとめたりとか、設計の検査・・変更をしたりというものを担っているわけなんです。もう1つ、忘れてはならないことが、やはり今言われるように、工期内に完成されなくては、いわゆるそこまで監督員としては、指示をしなければならないよという話は、私が課長になってから、そこは監督員には指示をしているところであります。

本当に、住民の方に不利益を被らないような工事の進捗を進めていかなければならないというのは、重々・・と思って、今後は進めていきたいと思います。

○11番（沖 徹信君） それは、入札に参加する時点で、工期はいつまでということはどういうことか。金額も、大きければ大きいだけの工事期間の工期は長いわけですから、それで、自分ではその工期内に、取れるという判断のもとに仕事を取んなはるわけですから、そこはぴしゃっとやってもらわないとですね。そういう指導が足りないということですか。どうということですか。

そして、落合甘木線、工期は昨年9月だったと思うんです。まだ舗装してありません。あそこは、山の木がいっぱい生い茂って、それと大きな車は天井がつかえるということで、あそこの竹や木を切った時点で、甘木の方も非常に喜ばれたと思います。しかしそれが、もう10カ月ばかり経っても、まだ舗装をしないと、そういうことはどういうことなのでしょう。指導が徹底していないということですか。仕事をやろうと思えば、あそこは舗装だから、そこを1日で舗装をすればできるような道幅で距離だと思えるんですけどね。そこら辺の説明をお願いします。

○建設課長（野口壮一君） 今回の議案としています工事契約について、私も4月に課長になって、入札の会場に私も直接出向きまして、対象の事業者等に、いろんな業者に、落札された方は、もうこの工期内を完成に向けて、これが遵守ですよということで、これは各工期ごとに、私から指示を業者にはしております。

それから、2番目の落合甘木線のことです。地域の人たちには、かなり迷惑をかけてい

るわけでありますが、道路部も、私たちからも早くから請負業者に指示をしているわけでありますが、できない理由として、1日ぐらいで軽く済むような、あとは舗装だけを残したことになりますけど、あの限られた面積での舗装工事になるものですから、逆に舗装工事屋がなかなかつかめられないという点もあるという話を施工業者から聞いておりますが、私たちもあの状態で、例えば、子どもたちが自転車で行って転倒したりして、事故等があったらどうするんだということで、そこはきつく指導をしております。大変迷惑をかけますが、近日中に舗装まででき上がるように指示をしていきます。

○11番（沖 徹信君） 仕事が小さいとか、そういう問題ではなくて、というのは、高速の横の甘木橋の、橋に道路があって、ガクッと下がって橋、またガクッと下がって道路という中です。あそこは、今私がいるところの何分の1の仕事ですよ。しかし、そこはすぐパタッとされましたよ。やる気がある会社に、誠意を持ってやってもらわなければ、住民の方が不満が出るはずですよ。

それから、工期を守らなかったときのペナルティはあるのですか。

○建設課長（野口壮一君） この工務店に、以前に工期が、最初の工期が過ぎているわけなんですけど、手続き的に工期延長の手続きをとっております。やはり、理由に、今議員がおっしゃるように、理由がつかないと私たちも十分認識をしているところです。うちの町の要綱の中にも、指名停止要綱あたりもありますので、今後本当に守らなくて、指示に従わないようであれば、こちらでも検討していかなければならないという段階であるかと思います。

○11番（沖 徹信君） ということは、ペナルティはあるということでもいいんですね。工期を守らなかった場合のペナルティ。前は、震災前ですよ、もうどこの業者の方も、工期が何日だからということで、それはもう、工期を破ったらいかんということで、たいぎや頑張りよんなはったと思うんですよ。ところが、今は、「もう、ぎゃん仕事の多かときに、それはしこなすもんかい」と、取った企業が、そういう公共に対する考えを持つとなはる人が多いんじゃないですか。そこら辺の指導というのはやっぱり徹底して、そういう工期に終わるという、仕事が終わるという自信があるから取られるわけでしょう。行政としても、もう1つの、とにかく入札して取ってもらえしゃがすればよかという気持ちで入札してもらっても困ります。それならせんほうがいっだんよかつじゃなかですか。

入札して取った人がおれば、「ああ、もうよかった、すぐ工事は始まるばい」と、住民の人はみんな思いなはると思うんですよ。そこら辺の思いというか、説明をお願いします。

○副町長（本田安洋君） 今私は指名委員長をしておりますので、私1つだけ皆さん方に申し上げたいと思います。今回の工事の量というのは、今までかつてない工事の量だと思っています。それはもう議員の皆さん方も、あるいはまた町民の皆さん方も、それは御存じだと思います。その工事の内容については、やはり工期を守るとか、それから立派な仕事をするとか、そういうことは、私はうたってあると思います。

私たちは今までそういう中で、入札の段階ではずっとそのことを言っていました。しかし、やはりどこの町村も御船町の業者だけではできなければ、よその町村にも頼むという業者のですね、そういうものもできるわけですが、どこの町村も同じような状況下であって、やはり御船町の業者に今のところ頼らざるを得なかったというのが現状でございます。できるだけ私たちは、町民の皆さん方の工事は、やはり町内の業者にやっていただきたいということを、ずっと建設業者の方にもお願いをしてきたわけでございます。

そういう中で、県からも、やはり御船の場合は、ある程度多いから、町外にも頼んだ方がいいんじゃないかなと、そういう指導も受けていただきました。そういうことで、うちとしても、町内に頼もう、そういう準備もしておりましたけれども、やはり今まではある程度取っていただいて、そして、その明許繰越あるいは事故繰越にはなっておりますけれども、私たちは、その間には必ず工事は完成しているものと思って、それはやはり町民の皆さん方にも少しはそこらあたりをわかってもらって、議員の皆さん方にもそのことは十分にわかっていただきたいと思って、今まで工事を進めてきたところでございます。

しかし、1、2カ月の状況を見ますと、やはり大変工事の入札をやっても、辞退届というのが大変多くなってまいります。今後、これからどうするかと。それでは、町外業者の皆さん方にもやはりその工事を回して、そして取ってもらうようにしなければならないと。そういう、今段階に入ってきているんじゃないかと。それがもうやっぱり皆さん方の御意見をいただいて、来年からでも一般競争入札にして、そしてどこからでも入ってくるような状況を作らなければならないような状況になるのか、そこらあたりを十二分に皆さん方と検討しながら、そのことを進めていかなければ、やはり私は工事の完成というものはなかなかできてこないんじゃないかと思っているところでございます。

そこには、農政の問題、公共土木の問題はまあまあ取ってもらう可能性がありますけれども、農政の場合は、やはりそういう問題が特に理由が必要じゃないかと。農政の問題もそれはよそにやったときに、果たして今取ってもらえるのかというのが、一番私は頭が痛

いところございまして。町民の皆さん方にも本当に農家の方にも、迷惑かかるのではないかなと思って、今悩んでいるところでございます。

先ほどペナルティということも出ましたけれども、私はここ1年間ずっと入札の辞退されたところは付けております。どこが入札を辞退されたか。どこの場合は、どこの部分を誰がしたのかというのをずっと帳面に付けております。そのことも参考にして、今後は、そういう平常になったとき、平易な中で、それは考えていかななくてはならないと思っています。

○11番（沖 徹信君） 農災と土木というか、それは全然違うわけですよ。農災はもう、言い方は悪いですけど、へんぴなところ、もうここの現場に行くまでに大変というところもあります。そういうところばかりだったら誰も取らんですよ。それは横のつながりと思うけれども、やっぱり建設課と農業振興課で連携しながら入札してやっていただきたい。

ということは、今まで御船町の業者だけでやってきたということですか。町外には出してないということですか。

○副町長（本田安洋君） 3カ月ぐらい前、あれは、そのときには町外業者に4本か5本出したと思います。あとはほとんど町内業者でやったと思います。

○11番（沖 徹信君） すべて御船と言われるかなと思ったんですが、たしか天草辺から来た業者がおったんじゃないかなと思っています。そういうことで、私もやはり地元の業者、地元の業者によって潤うことは、御船町が潤う、それはわかりますよ。しかし、御船町の業者が、もう抱えるしこ抱えて、仕事はもうできないと。どこかの現場が終わったらまた入札には入れますけれども、こっちの現場が終わらない限り、もう入札は辞退しますと、そういう感じのところになれば、それはやっぱり町外からでも何でも入れて、住民のために工事は早目にやってほしいと思います。それでないと、住民サービスがなくなる。ただ行政のサービスはしますけれども、住民のサービスはしませんという形に取られますから、それは、業者の方も農災のところのあの田んぼの現場などにいくところに、大分経費がかかると。そうして仕事の能率は悪いと、そういうところとはとにかくないですよ、誰が考えても。そういうところを取ってやる、町の業者の方もおられるわけですから。そこら辺は、やっぱり区別という、ちょっと語弊がありますけれども、やっぱりなったりなられたり、御船町の復興のために一丸となってやっていくという、その精神で、自分が受けたからには、自分のところででけんなら、町外の下請でも連れてきて、工期には間に合うよう

な指導をお願いしたいと思います。

○10番（田中隆敏君） 確認をしたいんですけども。今副町長が発言された部分は、よくわかります。そして、地元の方も、土木にしても農政土木にしても、地権者のまたは関係者の方は、我慢して2年経つけれども、何とか辛抱していて、いつかよくなるだろうということとで待っているんですけども、1つ申し上げたいのは、先ほどの事故繰越しの説明の中で、一番困っているのは、業者が決まって、入札も済んで、ではシーズンなんですよ。水のある土地に梅雨を越すなんかできないわけです。梅雨の前のときにやるということですよ。そのための発注をして、そういう計画だと思います。

そして、その中で、今度は地元の関係者及び地元のいろんな組織の団体に説明があって、この河川の工事をしますよと。よくなることだから、地域も道路が狭いから作業道路を、農道を貸して拡幅してやりましょうということで、陣の場合ですけども、延々と山井手川の両わきを2キロ、中心後退、引いたんですよ。そのときにはちゃんと現地説明もあって、役員も出席してやったんですけども、いつの間にか、2メートル50引いて、作業道を仮設に貸してくださいと言っても、水なんかここを全部抜いてある。これが先ほど沖議員が言われた。やろうと思ったのに、もう勝手に自分たちで行かずに、ここはしませんよとなっている。こういうところを、先ほど指示をしますと、課長は替わったばかりでですね、そんなに前の入札で決まった分ですから。けども、ではこれから指導をしますと言うけれども、今度水が来て、工事ができるようになったときに、ちゃんとやるんですかね。どうなんですか。

○建設課長（野口壮一君） この山出川の工事につきましては、私ども、今までの議会の中でも聞いてきている中で、何が原因でできないのかというのを、担当にもそういつてですね。立ち会いのときに、各田んぼの排水パイプの設置の要望が出ていたというのが1つです。それから、この川を閉め切った場合の迂回ルートの確保等に、河川工事の要望があったというものが原因だということで聞いております。

しかし、今回から事故繰越しという手続きをとっている以上、来年の3月までには必ず完了しなければならないということで、指示として、いわゆる収穫が終わったら、すぐ着工できるように、そういうパイプの設計、排水パイプの設計、それから迂回ルートの設計、それから各担当の借地の手続きを、収穫前までに全部済ませておくということで、指示をしております。収穫が終わった場合に、すぐに着工ができる体制をとって、来年の3月ま

では竣工するように指示をしております。

○10番（田中隆敏君） そうなんですよね。やはり、河川が、または災害に遭ったところがよくなるということで、協力しましょうと。やはり先ほどさせてと、そういうことならば、やはりこういう繰り越しの手続きをしますよということの説明とか、今シーズンはできませんから、来シーズンに替えますよとか、要所を言わないと、突然しますよと。そういうことではなくて、では、そのとき言われたのは何ですよ、来年また貸してくださいと。報告は一切ありませんと。それなら、ではみんな麦を植えて、果たして、2メートル50引いていますよ。そういったことで、そういう面積でいただきますけん、収量もなかつですよ、その分の。それでなおかつ、来年また貸してくださいよと。そしてそれに対する補償は一切ありませんよと言われましたよね。

そんなやり方で、自分たちの都合に合わせて工事をするというのは、約束して、もう少し地元の了解も得ながら、当然地権者の同意も取らにやいかんわけだから、改良ですから。それもやってないし、ただ排水パイプがどうのこうのと、そういうのは話し合いでしましたけれども、そういうのではなくて、ならばやはり行政側、業者、そして地元、土地改良も全く理事長は聞いとらんとおっしゃる、しないというのを。何でしないんですかと、逆にそう尋ねられました。

だから、こういうことを事務的にきちっとやりながら、やっていただきたいですね。地元もよくなるし、それはそれで、しっかりまた説明をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○4番（中城峯英君） 副町長がさっきおっしゃった地元業者が不足していると、やっていかなんということとは私はもう、地域の人也十分理解をしています。ただ、議会とですけれども。先ほど沖議員が言われた落合甘木線の、これは何百万円の工事ですよ。大きな工事ではありません。これは、9月着工して、去年でもう終わってるわけですよ。それで、地域の方は、看板といっても、現在も立ったままなんです。私は2月頃土木係長に電話してみました。「ああ、まだしとらんですか」と、今すぐだったんですよ。私は、しとるかなと思って。また1カ月後ぐらいに電話しました。どがんなっとるかいつちよんわからんとです。

野口課長、皆さん方が怒るのはみんなわかっているわけです。ただ、そういったところを、まず役場はどぎゃん指導しよつとやと。それぐらい残して看板を立てたなら、今も立ってますよ。私も2回見かけました。だから、私どもも、言わざるを得んという状況なん

ですよ。

だから、そういったことを、固有名詞を出したらいかんですけど、業者が、入札が終わって、皆さんすぐできるのだろうと思って、私どもは2カ月後に電話しました。あんまり、私どもは無理は言われんですよ。でも、もう近々に着工という話も聞きましたけれども。だから、そういう状況で、今からは、何だ、役場は入札さえ終わったら、あとはそれでわかるかと。そういう見方を自分たちでしているわけですね。だから、皆さんも非常に、そういう業者が不足の中で厳しい状況とは思いますが、建設課長もお替わりになったばかり状況を把握するのは大変でしょうけども、そういう見方が、できるだけ少ないように、ぜひお願いします。

それと、すみません、甘木線はいつ本当するんですか。それを聞いておかんと、またですね。

○建設課長（野口壮一君） 天候に左右されるものもありますので、今月中ぐらいには必ずまわりたいと思います。きつく指導して、徹底をさせます。

○4番（中城峯英君） よろしくをお願いします。

○建設課長（野口壮一君） はい。

○5番（福永 啓君） この議案の6番から、これ16番は、すべてに共通することなんですけど、実はいろんな議論の関連でもあるんですけどもね。この後期、6番からとにかく16番まで、6番から8番までが宅地耐震化推進活動崩落対策ですか、地がけで説明がありました。9番から16番までが災害関連効果促進事業、これは違います。前のが大規模盛土ですね。これが地がけですね。今回、この提案にあるやつは、これは工期はいつまでで、そして本当に工期までに完了する予定なんでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 今回の議案11件について、議案第8号が、請負額が、契約額が2億9,982万4,000円ということで、この工事だけ、適正工期をしますと、来年の12月いっぱいまでという工期になります。ほかの分については、平成30年度内の工期、年度内完了ということになります。

○5番（福永 啓君） あとの確認です。今、議論されているところではないんですけど、恐らくはないんですが、8番を除いて、すべてフジワ団地地区宅地耐震化推進事業、これも大規模盛土の分ですね。これを除き、今年度3月いっぱい完了するというので、よろしいですね。はい。

○6番（田上 忍君） 今質疑等に出てきているんですが、これの、それぞれの落札率を教えてください。

○建設課長（野口壮一君） 議案第6号の落札率が99.86%です。議案第7号が99.49%、議案第8号が99.97%、議案第9号が99.91%です。議案第10号が99.87%です。議案第11号が99.81%です。議案第12号が99.94%です。議案第13号が99.95%です。議案第14号が99.98%です。議案第15号が99.89%です。議案第16号が99.81%です。

○6番（田上 忍君） 今聞きましたら、ほとんどが99%の後半の部分ということで、やはりこういう数字でないと、落札はできないものですかね。

○建設課長（野口壮一君） 一応、今申しあげました数字というものは、やはり今の入札の現状ということでとらえております。

○6番（田上 忍君） あと、昨日もちっと丸投げということが出たんですが、やはりほとんどがすべて下請に出されるというところなんではないでしょうか。そういうのもわかっているんでしょう。

○建設課長（野口壮一君） 今の段階で、あくまでもこの議会で契約の締結が承認されない限り、下請を使われる場合は、契約後に下請の承認通知等を出なければ、今の段階ではわからないような状態です。

○6番（田上 忍君） わかりました。それでは契約締結できた時点で、また教えてもらえればと思います。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。



～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第 7 議案第 7 号 工事請負契約の締結について

○議長（田端幸治君） 日程第 7、議案第 7 号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 7 号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第 8 議案第 8 号 工事請負契約の締結について

○議長（田端幸治君） 日程第 8、議案第 8 号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 8 号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第9 議案第9号 工事請負契約の締結について

○議長（田端幸治君） 日程第9、議案第9号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第10 議案第10号 工事請負契約の締結について

○議長（田端幸治君） 日程第10、議案第10号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第11 議案第11号 工事請負契約の締結について

○議長（田端幸治君） 日程第11、議案第11号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第12 議案第12号 工事請負契約の締結について

○議長（田端幸治君） 日程第12、議案第12号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第13号 工事請負契約の締結について

○議長（田端幸治君） 日程第13、議案第13号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

「ありません」と呼ぶ者あり

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

「ありません」と呼ぶ者あり

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第13号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 議案第14号 工事請負契約の締結について

○議長（田端幸治君） 日程第14、議案第14号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○5番（福永 啓君） この地域は中原団地の工事になると言われました。中原団地なんですが、10月に、工事が終了し、長期避難が解除されると聞いておりましたが、この予定の変更とかはございますか。

○建設課長（野口壮一君） 中原団地の今の状況なんですが、外構等、それから建物の中の建築工事を進めています。竣工の清掃を含めたところなんですが、これが整って、一応9月末竣工を目指しております。

それから、先ほどの中原団地の入って左側のところなんですが、大規模盛土滑動崩落防止事業が10月末までに完了します。それから、県の発注で、中原団地から入って右手のがけなんですけど、急傾斜地対策防止工事です。これが来年の3月まで実用化になっています。中原団地に帰ってこられる、この避難解除を、11月になりますが、国とも打ち合わせをしまして、そこに入居者等の支障が出ないように、整備をしております。

今のところ、11月中の避難解除に向けて整備を進めているというところですよ。

○5番（福永 啓君） 皆さんに戻ってくる場所ができて、大変いいことではあるんですが、中原団地自体、やはり袋小路1本しか道路がない。孤立可能性集落に私は当たると思うんです。避難解除になるのはいいんですが、孤立可能性集落の対策というのがとられていないのではないかと、今回のこの地がけにおいても、そう思います。

孤立集落対策、これについてはどのように考えていますか。

○建設課長（野口壮一君） 中原団地のこの袋小路の孤立集落と言われますが、今回の震災の復興計画の中に、御船原線が今ここで止まっているわけなんですけど、今御船原線のそれから先の道路整備を、この復興計画の中に計画を立てております。御船原台地の活用に向けた道路整備ということで、この復興計画の中に入れてあります。中原団地の外周を通るような形で、甲佐町のほうに抜けるような、一応計画路線ということで、地図にも落とし込んでありますので、これがいつの時期になるのか、まだ具体的ではないんですが、この道路ができると、もう1本の中原団地への侵入を一応計画をしていきたいと思っています。

○5番（福永 啓君） これは、もどる予定の、住民の方から不安の声が聞こえるんです。1本しかないですから、1本しかない、大事ですから。やはり、1回こういう大災害が起こったところは、そういう、もうこれは災害が起こらないところでも想定し得る場所ですので、ぜひそういった対策をお願いします。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第14号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第15号 工事請負契約の締結について

○議長（田端幸治君） 日程第15、議案第15号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16 議案第16号 工事請負契約の締結について

○議長（田端幸治君） 日程第16、議案第16号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第16号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第17号 工事請負変更契約の締結について

○議長（田端幸治君） 日程第17、議案第17号、「工事請負変更契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

「ありません」と呼ぶ者あり

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

「ありません」と呼ぶ者あり

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第17号、「工事請負変更契約の締結について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第18 議案第18号 工事請負変更契約の締結について

○議長（田端幸治君） 日程第18、議案第18号、「工事請負変更契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

「ありません」と呼ぶ者あり

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

「ありません」と呼ぶ者あり

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第18号、「工事請負変更契約の締結について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第19号 御船町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（田端幸治君） 日程第19、議案第19号、「御船町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（福永 啓君） これは、前回専決処分の分とは関連することなんですが、一体として考えていただきたいと思います。今回の改正です、情報を含めた改正、これによって、どのような家庭にどのような影響があるのか。簡単に御説明いただきたい。

それと、それは大変難しい課題かもしれませんが、方法、どのように町民の方に知っていただくのか、それについてどう考えているか、お伝えください。

○税務課長（上村欣也君） お答えします。

今回の国民健康保険税の改正におきましては、医療分の所得割が6.5%より7.5%へ、均等割2万円を2万2,000円増額となります。後期高齢分は、前年度のまま据え置きです。介護分におきましては、平等割4,000円を廃止しまして、所得割1.3%を2.8%へ、均等割7,000円を1万円と増額となります。また、今回の目玉となります。今まで4算定でありました全国の均等割が3算定ということで、資産割については、医療、後期、介護すべて廃止となります。

その結果、固定資産税が課税されている世帯については、固定資産税の額または所得によります、低所得等世帯の減額となります。

また、医療分の均等割が2,000円増加となりますが、65歳以上で低所得の世帯は7割の軽減となり、1人当たりの年収アップ600円が増となります。

皆様方の1枚目をカラーコピーでお渡ししていると思いますけれども、その1枚目が今の説明の内容となります。

また、その裏のページですけれども、これは、見える世帯ということで、例1から例3までございます。例1に伴いましては、夫婦40代と子ども2人の4人世帯で、事業収入が420万円、所得3,234万円の場合、平成30年度においては40万円です。41万9,000円。前年度と比較しまして、1万2,600円の増となります。また、これは固定資産税の支払いがない世帯におかれましては、同じく41万9,000円に対しまして、前年度との比較としまして、4万100円の増額となります。

例2に対しましては、夫婦65歳から74歳までの2人世帯、年金収入額250万円、所得は50万円となります。これで、固定資産税年間5万円支払っている世帯に対して、平成30年度においては6万4,400円、前年度と比較しまして5,300円の減となります。固定資産税支払いがない世帯に対しましては、平成30年度においては、同じく6万4,400円、前年度に比べまして3,700円の増額となります。

3番目です。高齢者65歳から74歳のひとり世帯の年金収入約100万円、所得はゼロとなります。同じく固定資産税は年間5万円支払っている世帯に対しましては、平成30年度においては1万8,900円、比較しまして3,900円の減となります。固定資産税の支払いがない世帯に対しましては、同じく1万8,900円に対して、前年度と比較しまして600円の増となります。

例2、3につきまして、所得軽減がございまして、例2に対しましては5割軽減、例3に対しましては7割の軽減となっています。また、この内容ですけれども、ホームページに6月14日付けで、これを記載しております。また、保険だよりに関しても、これを6月15日付けで発送しています。また、広報に関しましては、1枚紙のモデル以外、モデルの世帯以外の要旨を広報等に載せております。

○5番（福永 啓君） やはりこうやって見てみると、まともにある程度収入がある方については、年間4万円増という支払いの可能性があるんです。これはやはり、よく私も町民の方からお聞きするんですが、どうしても、この値上げについて理解していらっしゃる方が多い。上がった後に、「何で今年こぎゃん上がとっとかい」と話をやはりしなはるとです。大変御苦勞だとは思いますが、いろんな機会を通じて、広報の周知に努めていただきたい。「何でこぎゃん上がるとかい」とか、だから、全体的には今まで固定資産税を払うとらんで、アパート暮らしだった人です。そういう人に対しては上がるんですね。非常に上がると。ばってん、固定資産税を払うて、自分ちに住んでいると、結構家屋敷の太か

とを持っとなはったりする人については、上がるんだけど、上がり幅が小さいという形になってくると思います。ぜひ、周知に努めていただきたいと思います。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第19号、「御船町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第20号 吉無田高原緑の村設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（田端幸治君） 日程第20、議案第20号、「吉無田高原緑の村設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（福永 啓君） 今回、このように議会から指摘により、規約から条例に変えていただいたということなんですが、ちょっと1つお聞きしたいのは、この入材料等において、実は前の議会でちょっと議論になったかと思うんですが、一般的公共、そういう施設の場合は、これはおおよそ障がい者等割引、減免条項が含まれております。含まれてなくても、例えば恐竜博物館、ここは別に、ちゃんと減免申請用の、そういう規約、どういふのを減免するか、そういうのを出示してくださいというのが、入場料に含まれてはいないものの、そういう規約等があると。

今回、この吉無田高原の入材料です。このあたりに関して、一切減免等の条項は含まれていない。これはなぜですか。また、どのように対応されますか。

○商工観光課長（作田豊明君） お答えします。

御指摘のとおり、うちの条例では障がい者に対する配慮は書いてないところで、条例にはうたっておりません。ただ、条例で第8条、町長が認めるという内容がございますので、それに対応していきたいと思っております。ただ、これまでこの対応はなされてなかった。そして、利用者がもし来られた場合には、ある程度車いすとかスロープ、環境整備です。それと、ユニバーサルデザインを配慮して、うちの施設は整備をしてございますので、今後必要があればその条例を入れていければと思います。

ただ、規則等にも考えていっていいかと思えます。

○5番（福永 啓君） これは、規則ではないわけです、把握ですね。障害者手帳、グループ手帳持っていた方は、同伴者1名半額とか、ただとか、そういうふうになどなっております。前日までに申請していただければ、そういう方の団体とか、そういうのはいろいろございます。実際恐竜博物館でされています。それは条例になくてもそれはできる。そういう決まりを作ってやられています。これはやはりしとかなないと。それで、今障がい者に対する取り組みみたいなものが盛んに言われておりますので、そういうことに観点がない町と思われるのは非常に嫌なので、ぜひそういったところをすぐやっておいてください。よろしくお願いします。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第20号、「吉無田高原緑の村設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第21号 平成30年度御船町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（田端幸治君） 日程第21、議案第21号、「平成30年度御船町一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（福永 啓君） 歳出説明書の2ページです。新たに作成する地域福祉計画に関する費用470万円というものがあります。これは新たに作成するということなんですが、これについて、どのようなものをどのような手段で作成されるのか、コメントをお願いします。

○福祉課長（西橋静香君） お答えします。

現在、御船町地域福祉計画は、平成30年5月10日開催の地域福祉事業関係者担当者会議において、社会福祉法の改正を踏まえた生活の見直しについての依頼がありました。改正社会福祉法の施行により地域福祉計画に盛り込む内容が増えたこと、自殺対策計画を盛り込むこととなり、補正予算を計上いたしました。

アンケート調査を実施し、関係団体の引き上げによる住民ワークショップなどを行い、住民意見を取り入れた計画策定を行いたいと考えております。

○5番（福永 啓君） そうしたら、これは策定ではなく、改定ということでしょうか。その分をすべて策定し直すという形なんでしょうか。

○福祉課長（西橋静香君） 現在、第2期の御船町地域福祉計画があります。平成26年度から平成30年度の5カ年計画となっておりますので、その更新の計画となります。

○5番（福永 啓君） はい、了解いたしました。

次、この2ページです。老人憩の家樹木伐採委託料が13万円、これは高額ではなく、安い料金だと思いますが、上がっております。老人憩の家、これは現在どのようにやっているか、検討状況、それがわかれば教えてください。

○福祉課長（西橋静香君） 今回補正に上げている補正の委託料の金額なんですけれども、老人憩の家の庭園の桜が大木となり、近隣の住民から害虫や宅地が日照不足という苦情が出ております。また、境界の笹の生け垣から笹の根が住家の敷地内に侵入するなど、問題が発生していることから、桜の木の伐採と笹の生け垣を伐採する業務を委託する費用です。

それで、老人憩の家は、平成30年3月末日をもって、指定管理の契約期間が終了しております。現在休館中です。4月に御船町老人憩の家施設利用検討委員会設置要綱を策定し、5月11日に第1回の検討会議を開催いたしました。施設の今後の利用について検討してお

ります。8月中に意見をまとめ、町長に答申をする予定です。

○5番（福永 啓君） この老人憩の家の検討につきましては、当委員会の産業厚生常任委員会等でもメンバーの委員の皆様からお話を聞きたいということでしたので、次回委員会の中で詳しくお話をお伺いしたいと思っております。

次5ページ、よくわからなかったのですが、水田の・・・総合推進対策・・・事業、何か新たな事業が創設されたと。・・・は31万9,000円というところで、金額は低いんですね。これはどのような事業で、何ていう改革か何か予定しているのでしょうか。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えします。

この新しく創設された事業ということになりますけれども、国の米の生産調整が平成30年度より大幅に変更されております。そのような中で新しくこの事業ができたということで、これまで従来あった事業について減額になっています。歳入の説明書の2ページですけれども、臨時救出（キュウシュツ）制の推進事業補助金という形でこれまで公募されておりました。この事業が変わりまして、新しく水田産地化推進事業補助金ということで交付されております。この補助金については、御船町の再生協議会に対しての補助ということで、再生協議会において、受給の動向だったり、それから事務関係をするための補助金ということで、再生協議会の補助となっております。

○5番（福永 啓君） 個人に対する補助金があるかと聞いたんですけど、そうじゃなくて協議会ですね、わかりました。

続きまして6ページ、これは、御船町商工業活性化支援事業補助金というのがございます。これは、具体的にどのような事業に、どのような補助をするのでしょうか。

○商工観光課長（作田豊明君） お答えします。

この事業に対しましては、熊本地震から2年を経過して、町でも徐々に震災前の姿に戻りつつあります。商工業者におきましては、いまだ賑わいが戻ってきてない状況にあります。それは、それぞれの事業所でグループ補助金あたりを使って復旧しておりますけれども、地震対応や疲弊、町外からの風評被害などが上がっているところだと考えます。

このことから、今町と商工業者、商工会が連携しまして、があーっぱ祭りの企画部会を今立ち上げて、1月からこれまで5回開催して、今年が第45回ということで、節目の大会ということをして今計画をしているところですが、この中の内容で、復興のステージや復興の花火の経費を助成して、祭り全体を盛り上げていくことで、町内外への町のPR強

化並びに商工業者の活性化を図ることで、町民の復興への機運を高めるために補正予算を組んでおります。

○5番（福永 啓君） 何か、45周年事業ということで、具体的に目玉となる事業をして、その費用を補助するという形ではないんですか。

○商工観光課長（作田豊明君） これまで44回、昨年復興祭の後に第1回目の大会を開きまして、内容的に企画部会の中で、今回の広報紙の中でもがぁっば祭りの河童をもう1回再現します。皆さん方に知っていただきたいということで、今度の広報紙にも載せて、2週にわたってがぁっば祭りの由来あたりを載せていきますけれども、その中でも、事業的にマンネリ化している面もございますので、試行錯誤して、ステージで、それと花火につきましても3,000発花火を、少し趣向を凝らして持っていければと。あの河川の幅と場所でしか打てませんので、花火の種類につきましても、いろいろ規制があります。そして、警備体制の制限もありますので、大体ちょっと変わった趣向を凝らしてやれればと思って、この予算を計上しました。

○5番（福永 啓君） がぁっば祭りのときに、商工会の方が店を出されますけど、それは実は、がぁっば祭りは、非常に売れるんですね、あそこの下のところをすればですね。花火については、私も検討委員会で提言していきたいと思います。

7ページ、スクラムチャレンジ事業、というのがございます。これはどういう事業で、事務局はどこが担当するのでしょうか。

○商工観光課長（作田豊明君） お答えします。

これも震災から2年を迎えまして、阿蘇地域を中心とした、いまだ震災の爪痕が残る阿蘇外輪のまちの観光客の減少は、地域経済再生に重大な影響を及ぼしています。昨年从高森町と山都町から呼び掛けがありまして、今回の申請が企画されて3分の2の補助が受けられるんですけれども、その関連事業を持ってきて、今度上野インターが来年4月に供用開始になります。御船町の上野インターを玄関口にしまして、御船、山都町、高森、そして南阿蘇、西原の周遊で、町長も申しましたように、5町をめぐる九州のおへそ道路を創出して、各地の魅力を発信して、中山地域連携事業を復興の歩みとして、活性化を進める広域連携の事業として予算化をしています。

事務局としましては、高森町に設けていただきまして、今後、まずもって、今年はPR、そしてうちは来年の3月に向けて、うちで観光・環境フォーラムあたりを開催して機運を

高めていこうということで、今予算化しています。

○5番（福永 啓君） この45万円というのは、今回、事業費なんだろうかね、それとも何か計画をされて、それとも今回スクラム体制を立ち上げることになったということがございます。最初に費用が要りますよね、いろんな検討するためのですね。そっちに充てられるのか、何らかの事業を計画して、その事業費に充てられるのか。

あと、事務局なんですけど、持ち回りで行うことになるのか、それとも、高森町のみなのか、そのあたりの検討はされていますか。

○商工観光課長（作田豊明君） お答えします。

事業費が、費用的な均等割が20万円と、うちが今回100万円の予算を取りまして、環境フォーラム、仮称なんですけれども予算を組んで、今事業をしているところです。その事業をしましても、各市町村が事業をする事業の内容において、3分の2の補助が行われるということでございますので、先ほど3分の2と言いましたが、4分の3の事業です。4分の3の・・・事業の補助が受けられますので、それに対して事業を取り組んでいこうということで、高森町が今回手を挙げてやろうとされたんですけれども、一応御船町が手を挙げまして、申請も間に合って、参加するところだということで、今後、持ち回りでやっていくという方向でなっています。

○5番（福永 啓君） 環境フォーラムもこの事業費の中に入っているということでよろしいんですかね。環境フォーラムについて、これには書いてないので、環境フォーラムというのは、いつ、どのようなことを、どこでやろうとしているのか、それについても詳しく願います。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

環境フォーラムについては、環境保全課で担当いたします。環境フォーラムにつきましては、御船町カルチャーセンターで10月の末に自然環境の保全と観光を結びつけた公開討論会、フォーラムをする予定になっております。具体的には、環境省から招いて、基調講演を行っていただきます。それと、地域の住民の方と学識経験者の方によりまして、パネルディスカッションを実施する予定であります。

○5番（福永 啓君） 吉無田のこともございます。ぜひ環境フォーラムの中では、積極的な御船町の吉無田のあたりの環境について、どのように考えているかということを提起していかなければと思います。

9 ページ、これは都市計画マスタープラン改定調査業務委託料5,800万円です。これについてなんですが、これが終了するのはいつでしょうか。マスタープランの改定なんです。

それと、この値段について、相当高いと思うんですが、これについては、どうお考えですか。

○建設課長（野口壮一君） 今回の補正予算で都市計画マスタープラン改定調査業務委託料を出しておりますが、この中に、交通解析業務委託料が約3,000万円ほど、それからマスタープラン用途地域においての2,700万円というところで計上しているわけなんです。交通調査それから交通面積解析です、これが平成30年12月末までに解析をしていただけるように予定しております。

それから、都市計画マスタープラン、それから用途地域の事業については、本来なら民間あたりに向けて、どうしても2カ年以内に状況をとっております。それから、・・・への企業誘致とも絡みがあります。予定としては、平成32年3月を予定しているんですけど、これは受注者の方にお願ひして、前倒しでしていただくようにやっています。また、費用の面なんです。交通量解析については歩掛りがあります。一部公共交通関係でも見積額もあります。

それから、都市計画マスタープラン、用途地域見直しについては、これは歩掛りはございません。予算計上としては、業者からの標準見積もりということで、いただいた分を予算として計上していますが、これは発注までに、何社かの見積もりをもらったところで、最終的な額を確定して、発注をかけるということで進めていくところです。

○5 番（福永 啓君） わかりました。あと2点、すみません、お願いします。

11ページです。ここに、御船町買取型災害公営住宅事業者選定委員会の募集というのがございます。前回、全員協議会でも御説明はあったんですが、今回この買取型住宅というのを、御船町では初めて行うんですが、どういうものなのか、なぜそのような方法を採用されたのか。また、これによる災害公営住宅進捗状況、それを御説明ください。

○建設課長（野口壮一君） まず、5月23日の議会全員協議会において、今後は民間買取型の災害公営住宅を進めていきますという説明をさせていただきました。この説明の中で、民間事業所が持つ専門性、ノウハウ、それから工期短縮、コスト低減、これらの提案をいただいたところで選定をしていくと。併せて、熊本県からの技術的な支援をいただけるとい

うものがあって、今後は、URには古閑迫と一丁目のRC構造の災害公営住宅を依頼するのですが、そのほかの部分については、その民間買取型に災害公営住宅事業を進めていくというものです。

しかし、選定事業所の応募から発注業務、それから工事の立ち会いというのが職員に求められているということで、今後ちょっと煩雑性も出てくるということになります。

それから、災害公営住宅の現状ですけど、まず、この前議決をいただきました古閑迫の災害公営住宅です。昨日から草刈りに入っております。今月中に建設、機械を搬入して、天候にも左右されますが、徐々に宅地の形成に入られるという状況になります。

それからURに依頼しています一丁目のRC構造、3階建てなのですが、今設計の見直しがされております。9月の議会の上程を目指して、今URと協議を進めているところです。

あと、早いところで、小坂の災害公営住宅については、土地の売買契約がすべて成立をいたしました。県とも十分な打ち合わせをして、昨日からこの小坂の災害公営住宅についての民間買取型の公募をスタートさせました。公募期間を経て、いろいろな説明、それから今回出しております選定委員会での提案の審査、それから基本協定を締結して、売買契約を平成31年3月ぐらいに予定しています。予定は、財産の取得の事案を来年の3月に、小坂の災害公営住宅の部分には計画をしていきたいと思います。

最終的に議決をいただいたら、こちらから工事の着工をし、10月に、引き渡しを平成31年11月に予定をしたいということで、今小坂の災害公営住宅については、日時でそういうところです。

あとはもろもろ、この災害公営住宅の、今境界の立ち会いをしたりとかやっています。中には相続の関係で、まだ手続きが完了してない部分がありますので、その分については、また議会にも説明をしていきたいと思います。

○5番（福永 啓君） 災害公営住宅というのは、一般質問でも申し上げましたとおり、それができる、本当に生活再建の、被災者生活再建の非常に重要なファクターなんです。これは、今目安が、今のお話をお聞きすると、古閑迫はもう土地がいよいよ始まって、そろそろ鉄入れ式をしたりなんかしなはるとですからね。小坂も同じようになっていきたと。ぜひそういう、ますます早く建設を進めていただきたいと思います。

最後、すみません、ちょっとわからなかったのです。14ページ及び19ページの16ページなんですが、これが教育の中で指定校は増えていると思いますが、一方では、緊急指定校が

なかったというふうに計画がありますね。これは、その経緯を御説明いただけますか。

○学校教育課長（坂本朋子君） お答えします。

熊本の研究指定校、昨年は上野小学校と小坂小学校が受けていました。平成30年度につきましては、小学校の指定は見送られて、代わりに中学校の指定が新たにできましたということになります。このあたりに合わせて策定させていただきました。

○5番（福永 啓君） 今年から、一応小学校もしとったんだけど、小学校はかからないで、中学校が新たにかかったということなんですね。その指定校の補助にですね。はい、わかりました。ありがとうございました。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○6番（田上 忍君） 関連ですが、6ページの補助金です。この補助金については、どこからか依頼があって、計上しているわけですか。

○商工観光課長（作田豊明君） この補助金につきましては、これまで企画部会の中で、いろいろなイベントの見直しなどがあるんですけども、記念大会です。この協会の節目というもので、少し盛り上げをやっていこうという案が出まして、この付近の事業に手を挙げたという状況です。

○6番（田上 忍君） 例年、があーっぱ祭りには補助金出していたと思うんですけど、その金額についてはどうなんですか。

○商工観光課長（作田豊明君） があーっぱ祭りの補助金につきましては、昨年と変わっておりません。例年592万円の補助金を町として出しております。

○6番（田上 忍君） それでは、その金額にプラスして出すような形になるということですね。

○商工観光課長（作田豊明君） この事業は、総額200万円商工で、町から100万円、そしてあと寄附金、毎年寄附金をお願いしますが、大体300万円前後で運営しております。その予算の計上したところで、事業の展開をしていこうと思っています。

○6番（田上 忍君） 今回第45回と、それとあと、今後メインに掲げて出るということで、何か変わったものをやりたいということであったのですが、それだったら、ここで100万とありますが、もっと出して、盛り上げればいいんじゃないかなと私は思いました。

次、10ページなんですけど、これに車のリースとありますが、これはどの、これは申請された係に釘付けの車となるんですか。

○建設課長（野口壮一君） 平成30年度4月から、建設課の中に住宅係という係が新設をされました。先ほど説明もしましたように、民間買取型の災害公営住宅の整備に入ってきます。立ち会い、それからいろいろな調印、登記とか、いろいろな業務が煩雑になってくる中に、住宅係専用の公用車をリースで予算化するというものの内容であります。

○6番（田上 忍君） はい。では続いて、12ページに、女性用の小型ポンプ車と書いてありますが、これはどこに配置されて、あと女性消防団員ではなくして、女性をですね、これについて、もうちょっと説明をお願いします。

○総務課長（吉本敏治君） この女性消防隊について申しますと、これは御船町役場に勤務しております職員、45歳以下の女性の職員を対象として編成をしております。その女性消防隊の役割については、消防団の通常点検ですとか出初め式等については、側面的な支援を行ってもらっております。

その中から、今回は小型ポンプ1台を購入もしまして、実質的な訓練も含めて、町の消防隊として、女性消防隊としての位置付けをもっと明確にしていくと、当然訓練もしていきます。そういったことになります。

○6番（田上 忍君） そして、この小型ポンプはどこに置いて、それは活動していくんですか。

○総務課長（吉本敏治君） これは、役場の敷地内ということになります。

○6番（田上 忍君） あと、これから大分消防団も減っていつていると聞いております。役場の職員だけではなくて、御船の全体から女性消防隊員が増えることを願っております。

次の13ページ、これは充電、バッテリーはいつ終わっていたんですか。

○学校教育課長（坂本朋子君） お答えします。

平成29年度末調査を提案をしていただきました。その際、わかったものです。

○6番（田上 忍君） ということは、今年の3月ということですか。

○学校教育課長（坂本朋子君） はい。

○6番（田上 忍君） 昨日大阪で地震がありました。こういうものはもっと緊急性があると思うんですが、認識はないんでしょうか。これは緊急時に必要なものですか、違いますか。

○学校教育課長（坂本朋子君） 緊急性はあると思いますので直近で補正を上げさせていただいたところです。

○6番（田上 忍君） 緊急性があったら、補正ではなくて、専決ではないですか。そう思い

ます。

○学校教育課長（坂本朋子君） そのように、そこまでは考えておりませんでした。

○6番（田上 忍君） こういうのは、わかったやつはすぐ必要なものですから、すぐですね。

これからはそうしてほしいと思います。これは考えてほしいということです。

あともう1つ、最後ですけれども、19ページ、文化財の補修費、・・・あります。この金額は全額ですか、半額なんですか。

○社会教育課長（宮川一幸君） この修繕費につきましては、文化財ですので、一応全額町で対処します。

○6番（田上 忍君） 昨日お話ししましたが、文化財については、全額町が負担すると。その他については、町は半分しか出してないと。文化財色々ではあります。あと民間地に史跡もあります。そういうのも、将来的には御船町の宝になってくると思います。その辺を考えて、残さなければいけないものは、御船町でやはり全額するべきところは出してもらってやってほしいと思います。

昨日言った松崎慊堂の記念碑ですけれども、それについては、もう地元では、そのまま放っとけよと。そしたら、そのまま放っとけば、草も生えんでいいんじゃないかと、そういう意見が出ています。今後のためには、ぜひ修復してもらいたいので、今後その修繕費等はいろいろ考えてほしいと思います。

○議長（田端幸治君） 時間が12時を過ぎております。質疑が続くようではありますが、いかがいたしましょうか。休憩を取りますか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） ほかは。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） それでは、引き続き審議を行います。

○2番（森田優二君） 質問があつたのに関連してですけれども、女性消防隊です。御船町の場合は、女性消防団が今一人もおられません。そうした場合、この女性消防隊を消防団にすとか、そういった考えはないのでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） まだそこまでの検討はしておりません。いざ災害となれば、当然職員ですので災害の対応に当たらなければなりませんので、団活動が同時に行えるのかどうか、そういった疑問もあります。また、できるだけほかの、先行している自治体等を参

考にさせていただきたいとは思っております。女性消防団は町・村あたりで結成しているところもあると思いますので。

それと、女性消防団とした場合の団員の主な職務内容です。そういったところについても、もうちょっと検討していきたいと考えております。

○2番（森田優二君） そういったことはわかるんですけど、わざわざ消防隊に小型ポンプを今度購入するということを出ておりますので、逆にそこまでしなければならないかというのが私ちょっと思いました。そこらあたりを含めて、やはり今後どうするのか、もう少し検討した方がいいのではないかと思います。そのあたりよろしく願いしておきます。

それから、もう1つ、これも関連ですけれども、自動通報装置です。これはどういったものですか。これはリースとか何とかではなくて、町が単独で付けているものでしょうか。

○学校教育課長（坂本朋子君） リースではありません。単独で付けてあります。

○2番（森田優二君） どういった仕組みになっておりますか。

○学校教育課長（坂本朋子君） 火災時に直接連絡が行くようになっております。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○4番（中城峯英君） 2点ほどお尋ねします。

歳入説明書の1ページですけれども、現在、平成28年の熊本地震復興基金、交付金が600万円計上されています。トータルで1億9,600万円ですけれども、創意工夫分は5億2,500万円ということでしたが、これは一括交付はまだされないんですか。そういうやり方なんですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

昨年度に5億2,500万円は、もう町に入ってきています。

○4番（中城峯英君） 入っている。

○企画財政課長（坂本幸喜君） けど、もう積み立てたと。これを今後震災の復旧・復興の被災者の再建のために、8年とか10年かけて、財源として充てていいと、よろしいということになっておりますので、御船町が必要とした最初の再建に対して、随時予算化していくという形になっております。

○4番（中城峯英君） これは昨年書かれたんですね。はい、わかりました。

それと、3ページに同じく交付金・繰入金というのがありますが、交付金と繰入金の考えを教えてください。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 歳入の、今回50万円という形で計上してある部分ですか。

これは、熊本県の復興基金メニューです。メニューに該当した事業を、御船町がその事業を予算化すれば、それに対して大体2分の1が熊本県の復興基金の積立基金の中から御船町に入ってくるという形です。この50万円といいますのは、先ほど商工観光課で計上しましたがあーっぱ祭りの補助金です。あれが100万円のうちの2分の1の50万円という形になっております。

○4番（中城峯英君） はい。あと、もう1点で終わります。歳出の説明書の11ページですけれども、補償費で電柱移転の補償費が計上されています。これは、災害公営住宅建設に伴う電柱移転だと思いますが、これは工地に電柱を貸しておったということですが、電柱としては九電から維持費があると思いますけれども、これは町で負担すべきものでしょうか。交渉はされたんですか。

○建設課長（野口壮一君） 一応これは、今回例えば先ほどの、原則、町の町有地にある部分については有償という考え方がありますので、今回の対象分については、予算を計上させていただいているということです。

○4番（中城峯英君） では、その6カ所か何か、1カ所が30万円ということですよ。これは町有地ではないということですね。民間から購入されています。だからそういう場合は、支柱移転工事で当然そこに、建設中は九電が建ててもらっているわけです。だから、年に幾らか、1万円か2万円かもらいよとじゃなかですか。だから、ほとんど、公営の事業で災害公営住宅を造りますよね。その場合は、電柱が邪魔になりますので、支障を来します。ですから、移転してくださいというなら、これは、私も長年電話工事をやっていたけれどもね、これは通る話しだと思いますが、そういう交渉をされたのかどうかということですよ。

○建設課長（野口壮一君） 九電柱それからNTT柱は、町有地にある場合には占用料というか、使用料はいただいているということなんですけど、すみません、私の説明も前後しますけれども、議員が言われるように、民地の場合には、建っているところがありますので、あくまでも町が今回災害公営住宅を建てるのも差し障りがあるということで、あくまでも町が原因となるというところで、今回6本分を計上させていただいているということです。

○4番（中城峯英君） だから、町もちょっと民地を購入するという、そこをもう一度原因をもうちょっと交渉して、町が持つべきものなのか、電柱の持ち主が負担すべきなのかとい

うのは、しっかり詰めてください。お願いします。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○副町長（本田安洋君） 時間もきているようでございますけれども、1つ老人憩の家です。

それについて、福永議員に反問をしたいと思います。

といいますのは、私がこの委員長をしております。今度3回目の会議を6月22日に行うわけです。そして、8月までに結論を出したいと思っておるわけです。その中で、今委員が、私を含めて、嘱託員の会長、それに民生委員の委員長、それに御船町公民館長、それと教育委員、それに町の老人会長、それと職員で課長が3名か4名入って、構成しておるんです。これを、この老人ホームをいかに有効に活用するか、あるいはまた売却するか、いろんな検討を今しているわけですが、地元の福永議員としては、大変知恵の多い方でございますので、ぜひ御意見を聞かせていただきたいと思います。

○5番（福永 啓君） あそこはまず、町指定の史跡なんです。歴史あるところです。ですから、地域の住民の方々が使いやすいような施設が一番適しているのではないかと考えておりました。史跡としては残していくべきような、増永三左衛門の別邸ですから。世界に誇る増永三左衛門と思っていますので、かようなことをきちっと伝えられるような施設にしていきたいと思います。

あと、やはり具体としても、何かこれは、ここはこうしたいんじゃないかみたいな話し合いはできるかと思います。そのためにも、今度、もう来月の3日ぐらいに委員会を予定していましたと思います。その中でも、いろいろ見解を入れられるといいかなと思います。ぜひ、地域に誇る場所で、地域の皆様と一緒に、二丁目、四丁目、五丁目とかにも、あのあたりにもやはり核ですので、よろしく願いしたいと思います。

○副町長（本田安洋君） 福永議員としては、やはり町の史跡であるから、残していただきたいというのが意見ですね。はい、わかりました。

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第21号、平成30年度御船町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

これで、平成30年度第3回御船町議会定例会6月会議の議事日程はすべて終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合により、この後再開する定例会まで休会にしたいと思います。

これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 異議なしと認めます。

よって、次回再開する定例会まで休会にします。

これをもちまして、平成30年度第3回御船町議会定例会6月会議を終了します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時26分 休 会



地方自治法第 1 2 3 条の規定によりここに署名する。

御船町議会議長

御船町議会議員

御船町議会議員